

唐津市建設工事総合評価落札方式特別簡易型試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、唐津市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において試行的に実施する総合評価落札方式特別簡易型（以下「特別簡易型」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、特別簡易型とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価落札方式のうち、技術的な工夫の余地が小さく、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力等並びに価格を総合的に評価する方法をいう。

(対象工事)

第3条 特別簡易型により入札を実施できる工事は、次のとおりとする。ただし、高度な技術提案を受ける必要がある工事、文化財保護等特殊な技術を要する工事及び緊急を要する工事等は、この限りではない。

- (1) 設計金額が8千万円以上の土木一式工事
- (2) 設計金額が1億5千万円以上の建築一式工事
- (3) 設計金額が6千万円以上の電気工事又は管工事

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、特別簡易型を行う場合において、落札者決定基準を定めようとするときは、対象工事ごとに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札公告等への記載事項)

第5条 特別簡易型により入札を行う場合は、入札公告等に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 特別簡易型による入札であること。

(2) 落札者決定基準

(3) 次条に規定する自己採点表並びに第9条に規定する企業及び技術者の資料に関すること。

(自己採点表の提出)

第6条 入札参加者（一般競争入札における入札参加を希望する者を含む。以下同じ。）は、入札に際し、自己採点表を提出しなければならない。

(最高評価値者の決定方法)

第7条 特別簡易型による最高評価値者の決定方法は、次のとおりとする。

(1) 基礎点に技術評価基準における評価項目ごとの評価点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた価格をいう。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値をもって行うものとする。この場合において、基礎点は100点とし、技術評価基準及び加算点は対象工事ごとに、落札者決定基準により定めるものとする。

技術評価点＝基礎点＋加算点

評価値＝技術評価点÷入札価格×10,000,000（小数点以下6桁目を切捨て）

(2) 最高評価値者は、入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた価格をいう。以下同じ。）の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値が最も高い者とする。ただし、評価値が基礎点を予定価格で除した数値に対して下回った場合は、この限りでない。

(3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより最高評価値者を決定するものとする。

(4) 最高評価値者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と

契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を最高評価値者とせず、当該入札をした他の者のうち、評価値が最も高いものを最高評価値者とすることができる。

なお、当該認定（調査等）については、「唐津市建設工事低入札価格調査制度事務処理要綱（令和6年3月31日施行）」を適用する。

（最高評価値者の決定通知）

第8条 市長は、前条の規定により最高評価値者を決定したときは、その旨を最高評価値者に通知しなければならない。

（企業及び技術者の資料）

第9条 前条の通知を受けた者は、企業及び技術者の資料（以下「資料」という。）を提出しなければならない。

2 資料については、次のとおり取り扱うものとする。

（1）作成等に要する費用は、入札参加者の負担とする。

（2）返却及び公表は行わないものとする。

（3）提出後における修正及び再提出は認めないものとする。

3 資料の全部若しくは一部が未提出のとき、又は資料の記載事項が事実と相違すると認められるときは、当該不備に係る評価項目の評価点を加算しないものとする。

4 資料の作成方法等については、別に定めるものとする。

（資料の審査）

第10条 市長は、前条の規定により提出された資料の審査を行い、適格と認めるときは落札者として決定するものとする。ただし、審査の結果、資料に誤りがあり、評価値の順位に変動が生じたときは、前3条の手続きを経て、新たな最高評価値者の資料を審査するものとする。

2 前項ただし書の規定により評価値を修正したときは、評価値に修正があった入札参加者に修正後の評価値を通知しなければならない。

（結果の公表）

第11条 市長は、落札者を決定したときは、唐津市入札及び契約の過程並びに契

約の内容に関する事項の公表要綱（平成２４年告示第１２２号）によるもののほか、評価値を速やかに公表するものとする。

（落札者として選定されなかった理由の説明）

第１２条 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して５日（唐津市の休日を定める条例（平成１７年条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日を除く。）以内に、市長に対し落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができるものとする。ただし、説明を求めた入札参加者以外の者の審査内容等の説明は求めることができないものとする。

２ 市長は、前項の説明を求められたときは、速やかに回答するものとする。

（技術評価内容の確保）

第１３条 市長は、契約締結後、落札者が提出した資料等に関し、虚偽記載等悪質な行為が判明した場合は、契約の解除を行うとともに、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成２６年告示第５９号）の規定に基づき指名停止等の措置を講じるものとする。

（秘密の保持）

第１４条 第１１条の規定により公表するものを除き、第９条の規定に基づき入札参加者から提出された資料等は公表しないものとする。

（補則）

第１５条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成２０年６月１８日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 26 日から施行し、平成 29 年 8 月 1 日以後に公告又は指名を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に公告又は指名を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に公告又は指名を行う競争入札から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名を行う競争入札から適用する。

別表

技術評価基準

評価項目	配点	評価基準	評価点
企業の施工能力	3.5		
同種工事の施工実績 国内における公共工事での同種工事を元請として施工した過去10年間の実績（共同企業体の構成員としての実績を含む。）	1.0	施工実績が有り	1.0
		施工実績がなし	0.0
工事成績 唐津市（モーターボート競走事業及び水道事業を含む。以下この表において同じ。）発注の工事（随意契約によるものを除く。）で過去3年間に工事成績評定を受けた工事（共同企業体の構成員としての工事を含む。）のうち当初契約金額が750万円以上のものの総合評点の平均点（小数点以下1桁目を四捨五入）	2.0	平均点が80点以上	2.0
		平均点が71点以上79点以下	1点ごとに+0.2
		平均点が70点以下	0.0
優良施工工事 工事で過去2年間における唐津市、佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験	0.5	優良施工業者表彰、優良工事表彰、安全施工業者表彰	0.5
		上記以外	0.0
地域精通・地域貢献	2.0		
本店の所在地	1.0	市内に本店有り	1.0
		その他	0.0
防災協定又は消防団協力 唐津市との協定の締結又は消防団協力事業所の認定	1.0	締結又は認定有り	1.0
		締結又は認定なし	0.0
配置予定技術者の能力	5.0		
同種工事の施工経験 国内における公共工事での同種工事を元請の技術者等として施工した過去10年間の経験（共同企業体の構成員の技術者等としての経験を含む。）	1.0	主任（監理）技術者、現場代理人としての施工経験が有り	1.0
		主任（監理）技術者、現場代理人としての施工経験がなし	0.0
工事成績 唐津市発注の工事（随意契約によるものを除く。）で元請の技術者等として過去3年間に工事成績評定を受けた工事（共同企業体の構成員としての工事を含む。）のうち当初契約金額が750万円以上のものの総合評点の最高点	1.0	最高点が80点以上	1.0
		最高点が76点以上79点以下	1点ごとに+0.2
		最高点が75点以下	0.0
市内工事の施工経験 唐津市内における公共工事での同種工事を元請の技術者等として施工した過去5年間の経験（共同企業体の構成員の技術者等としての経験を含む。）	1.0	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての施工経験が有り	1.0
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての施工経験がなし	0.0

有する資格	1.0	1級又は2級の国家資格有り	1.0
		上記以外	0.0
継続教育の状況 配置予定技術者の継続教育の取組状況	1.0	所定の期間内に継続教育の単位を 各団体推奨単位以上取得している	1.0
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5
		上記以外	0.0
その他（手持ち工事量）	1.5		
手持ち工事量比率（A） 唐津市発注の 工事における当該年度 受注額÷唐津市発注の 工事における 過去3年間の平均受注額	1.5	$A < 0.25$	1.5
		$0.25 \leq A < 0.75$	1.0
		$0.75 \leq A < 1.25$	0.5
		$1.25 \leq A$	0.0
配点の合計	12.0		